(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、ガンカモ類及びハクチョウ類の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみ散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ホ　国指定鳥獣保護区管理棟「雁晴れ舎」等を活用し、鳥獣の生息に影響を与えない範囲で環境学習の場として活用を図る。

○環境省告示第百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年十月三十日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称

瓢湖鳥獣保護区

二　区域

新潟県阿賀野市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十七年十一月一日から平成四十七年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、新潟平野のほぼ中央部の新潟県阿賀野市に位置し、阿賀野川流域に広がる第四紀沖積層の堆積物（未固結の砂礫及び粘土層）上に形成された水田地帯と江戸時代に灌漑用水池として造成された瓢湖等のため池から成る。このような自然環境を背景として、ハクチョウ類を含むガンカモ類が毎年概ね一四〇〇〇羽程度渡来し、瓢湖等及びそれら周辺に広がる水田を採餌及び休息の場、ねぐら等として利用するなど、渡り鳥の越冬地として重要な区域となっている。特に、コハクチョウは、東アジア地域個体群全体の一パーセントを超える四七〇〇羽程度が毎年渡来し、また、オナガガモは同個体群の一パーセントを超える四八〇〇羽程度が毎年渡来し、国際的にもこれら個体群にとって重要な区域である。

このように、当該区域は、多くの渡り鳥の越冬、採餌及び休息の場として重要であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、ハクチョウ類を含むガンカモ類の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第百三十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、瓢湖鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年十月三十日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称

瓢湖特別保護地区

二　区域

新潟県阿賀野市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十七年十一月一日から平成四十七年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、新潟平野のほぼ中央部の阿賀野川流域に広がる第四紀沖積層の堆積物上に形成された水田地帯に位置し、江戸時代に灌漑用水池として造成されたため池である瓢湖、一九九〇年から二〇〇〇年にかけて鳥類の生息環境創出のために造成された東新池、あやめ池及びさくら池から成る。

このような自然環境を背景として、ハクチョウ類を含むガンカモ類が毎年概ね一四〇〇〇羽程度渡来し、瓢湖等を採餌及び休息の場、ねぐら等として利用するなど、渡り鳥の越冬地として重要な区域となっている。特に、コハクチョウは、東アジア地域個体群全体の一パーセントを超える四七〇〇羽程度が毎年渡来し、また、オナガガモは同個体群の一パーセントを超える四八〇〇羽程度が毎年渡来し、国際的にもこれら個体群にとって重要な区域である。

このように、当該鳥獣保護区の中でも瓢湖等は、コハクチョウ、オナガガモ等のハクチョウ類を含むガンカモ類の採餌及び休息の場及びねぐら等に利用されていることから特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、ハクチョウ類を含むガンカモ類の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみ散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ホ　瓢湖は水深が浅く、水草、鳥類の排泄物等に起因する有機物の堆積が進んでいることから、鳥類への影響の把握に努め、必要に応じ関係地方公共団体等と連携協力して対策を検討する。

○環境省告示第百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年十月三十日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称

宍道湖鳥獣保護区

二　区域

島根県松江市及び出雲市の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、島根県東部に位置する汽水湖で、淡水及び海水に生息する両方の動植物が見られる多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、ガンカモ類を始め約二八〇種の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は毎年約六〇〇〇羽が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもマガンは毎年四〇〇〇羽以上、スズガモは二〇〇〇羽以上が渡来している。

さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のマナヅル、オジロワシ等のほか、当該区域西部のヨシ原にはヨシゴイの渡来も確認されている。